

京 都 大 学 事 務 委 任 等 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前		改 正 後	
<p>(前 略)</p> <p>第4条 総長は、人事事務のうち、部局又は学系若しくは全学教員部における次の各号に掲げる権限については、教員にあっては当該教員が所属する学系又は全学教員部（以下「学系等」という。）の長（全学教員部にあっては当該教員が所属する全学機能組織（国立大学法人京都大学教員選考規程（平成27年達示第76号）第2条第3項に定めるものをいう。）を担当する理事。以下同じ。）に、教職員等（教員を除く。）にあっては当該部局の長に委任する。この場合において、学系等の長は、必要と認めるときは、委任された事項について、当該学系等及び部局の定めるところにより、当該部局の長に再委任することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 教職員（次の表の左欄に掲げる者を除く。）の兼業（次の表の右欄に掲げる場合を除く。）の許可、不許可を決定する権限</p>		<p>第4条</p> <p>(同 左)</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p>	
<p>1 (略)</p> <p>2 <u>一般職(一)俸給表</u>の適用を受ける者のうち、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）別表1及び別表2に定める事務組織（以下この表において「事務組織」という。）に勤務する者</p> <p>3 特定有期雇用教職員就業規則第2条第1項第6号に定める特定職員のうち、事務組織に勤務する者</p> <p><u>4・5</u> (略)</p>	<p>1・2 (略)</p>	<p>1 (同 左)</p> <p>2 <u>一般職俸給表(一)</u>の適用を受ける者のうち、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）別表1及び別表2に定める事務組織（以下この表において「事務組織」という。）に勤務する者</p> <p>3 特定有期雇用教職員就業規則第2条第1項第6号に定める特定職員（<u>同規則第22条第4項に定める短時間勤務特定職員を除く。</u>）のうち、事務組織に勤務する者</p> <p>4 <u>短時間勤務特定職員</u></p> <p><u>5・6</u> (同 左)</p>	<p>1・2 (同 左)</p>
<p>2～4 (略)</p> <p>(後 略)</p>		<p>2～4 (同 左)</p> <p>附 則（令和4年9月総長裁定） この規程は、令和4年10月1日から施行する。</p>	